

財 関 第 1710 号
平成 29 年 12 月 27 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく
輸出入通関手続等について等の一部改正について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 29 年 12 月 28 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等についての一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙様式を別紙4のように改め、別紙様式の次に別紙5のように加える。